

泉区福祉保健活動拠点 泉ふれあいホーム ご利用案内



目次

泉ふれあいホーム全体図.....	1
利用までの流れ.....	2
利用方法について.....	3
開館日・時間.....	3
登録.....	3
対象団体.....	4
予約.....	4
申請書の提出.....	4
利用確認書の提出.....	4
貸室.....	5
貸し出し機材.....	6
印刷室.....	7
印刷室で利用可能な有料設備.....	8
変更・登録抹消.....	9
ロッカー・メールボックスの使用.....	9
公衆電話の使用.....	10
駐車場の利用.....	10
損害の賠償について.....	10
利用上の注意と守っていただきたいこと.....	11

「泉ふれあいホーム」

横浜市泉区福祉保健活動拠点「泉ふれあいホーム」は、区内で福祉保健活動を行う団体などが、交流・打合せ・研修などの活動に利用できる施設です。



ご案内

- 利用時間：月～土曜日 9：00～21：00 日曜日・祝日 9：00～17：00 電話 045-802-2150
- ただし、令和8年4月1日より、夜間および日曜日・祝日の予約がない場合は閉館します。 FAX 045-804-6042
- 休館日：年末年始（12月29日～1月3日） メール info-izumi@yokohamashakyo.jp

泉区福祉保健活動拠点「泉ふれあいホーム」とは

主に地域で福祉保健活動を行っている団体が、会議・研修・交流・打ち合わせなどの活動ができるように設置された公共の施設です。

利用されるすべての皆さんが安心して活動できるようにお互いにご理解・ご協力をお願いします。

※利用にあたっては事前の登録が必要です。

利用までの流れ

01 登録

登録

泉区福祉保健活動拠点使用登録書を窓口に提出し、登録をします。

泉区福祉保健活動拠点使用登録書

令和 年 月 日

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 会長様

団体名 _____

代表者名 _____

〒 _____

住所 _____

電話 _____ FAX _____

e-mail _____

泉区福祉保健活動拠点を使用したいので、登録します。
使用に際しては「泉ふれあいホームページ運営及び設備の使用方法
について」を遵守します。

PCコード	番号
主な稼働機	
イーサネット	番号
主な稼働機	
印刷機/プリンタ	番号
主な稼働機	

泉区福祉保健活動拠点 利用申請書

令和 年 月 日

申込者氏名 _____

申込者住所 _____

申込者電話番号 _____

申込者Eメール _____

申込者印 _____

02 予約

予約

登録後、電話または窓口で部屋の申し込み予約ができます。

03 申請書の提出

申請書の提出

空室状況を確認し、窓口に申請書を提出します。

泉区福祉保健活動拠点 利用申請書

申込者氏名 _____

申込者住所 _____

申込者電話番号 _____

申込者Eメール _____

申込者印 _____

利用日	利用時間	利用人数	利用内容	利用料
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	1名	会議室	1,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	2名	会議室	2,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	3名	会議室	3,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	4名	会議室	4,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	5名	会議室	5,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	6名	会議室	6,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	7名	会議室	7,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	8名	会議室	8,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	9名	会議室	9,000円
<input type="checkbox"/>	平日 9:00-17:00	10名	会議室	10,000円

申込者印 _____

04 利用

利用

入室前に窓口で利用確認書を受け取ります。

泉区福祉保健活動拠点 利用確認書

申込者氏名 _____

申込者住所 _____

申込者電話番号 _____

申込者Eメール _____

申込者印 _____

項目	確認内容	確認結果
申込者印	申込者印が捺印されているか	○
申込者住所	申込者住所が記載されているか	○
申込者電話番号	申込者電話番号が記載されているか	○
申込者Eメール	申込者Eメールが記載されているか	○
利用日時	利用日時が記載されているか	○
利用人数	利用人数が記載されているか	○
利用内容	利用内容が記載されているか	○
利用料	利用料が記載されているか	○
利用場所	利用場所が記載されているか	○
利用時間	利用時間が記載されているか	○
利用設備	利用設備が記載されているか	○
利用料	利用料が記載されているか	○
利用場所	利用場所が記載されているか	○
利用時間	利用時間が記載されているか	○
利用設備	利用設備が記載されているか	○

申込者印 _____

05 利用確認書の提出

利用確認書の提出

利用後、内容を記入し提出してください。



利用方法について

開館日・時間

利用時間帯区分

月～土曜日 9：00～21：00

日曜日・祝日 9：00～17：00

※年末年始（12月29日～1月3日）を除く全日開館

	月～土曜日	日曜日・祝日
午前	9：00～13：00	9：00～13：00
午後	13：00～17：00	13：00～16：45
夜間	17：00～20：45	

令和8年4月1日より平日と土曜の夜間および日曜・祝日に全室予約が入っていない場合は、以下の通り閉館とさせていただきます。

↓開館時間の変更↓

曜日	現在	令和8年4月以降
月～土曜日	9時～21時	9時～21時 ※予約がない日は17時閉館
日曜日・祝日	9時～17時	9時～17時 ※予約がない日は終日閉館

※いずれかの諸室に予約がある場合は、現行どおりの時間で開館します。

※閉館時は、コピー機・印刷機、ロッカー、メールボックスの利用もできません。

登録

・諸室、ロッカー、メールボックス、印刷機等の使用を希望する団体は、泉区社会福祉協議会宛に「泉区福祉保健活動拠点使用登録書」を提出し、登録します。

・新規の団体登録は、活動内容のわかるチラシやパンフレットをお持ちください。

対象団体

〈6か月前の月の最初の平日から予約可能〉

- ・福祉活動、保健活動等を行うボランティア団体
- ・障害者等の当事者団体

〈1か月前の月の最初の平日から予約可能〉

その他福祉活動、保健活動等を行うボランティア団体でいずれかにあてはまる団体

ア 高齢者や障害者等の生きがいや社会参加の促進を行う団体

イ 将来、不特定の高齢者や障害者等への福祉保健活動を行う意向のある団体

ウ 障害者が参加、または参加者の過半数が60歳以上の団体

予約

登録後、電話または窓口で部屋の申込予約ができます。

利用希望月6か月前の月の最初の平日9時30分より電話またはFAXで予約ができます。

夜間及び日曜日・祝日の利用予約は、利用希望日の前月12日までにお申込みください。

なお、利用予約により開館が決定した日曜日・祝日の空室は、直前まで予約ができます。

申請書の提出

空室状況を確認し、窓口で申請書の提出をお願いします。

※電話での予約は、利用日までに申請書をご提出ください。

利用確認書の提出

入室前に、窓口にて利用確認書をお受け取りください。

お部屋の利用後は清掃を行い、利用確認書の内容を確認・記入の上、窓口に出してお帰りください。

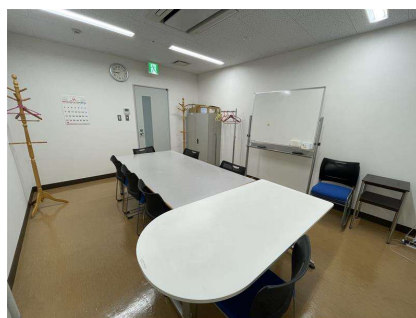
※コピー機・印刷機のみ利用した場合もご提出ください。

貸室

部屋	定員	付帯設備
団体交流室	18名	ホワイトボード
対面朗読室	10名	ホワイトボード
点字製作室	6名	点字用パソコン
多目的研修室	60名	スクリーン 演台 ホワイトボード
録音室	1名	音声記録音機材



団体交流室



対面朗読室



点字製作室



多目的研修室



録音室

貸し出し機材

機材名	保有台数
プロジェクター	2
マイク	2
ピンマイク	1
延長コード	複数
CDプレイヤー	1
パソコン（大判プリンター印刷用） ※パソコンのログインパスワードは 窓口でご確認ください。	1

印刷室



付帯設備	利用料
① コピー機	有料
② 白黒印刷機	有料
③ 大判プリンター	有料
④ 丁合機	無料
⑤ 紙折り機	無料

②白黒印刷機および③大判プリンターは予約制です。必ず事前に予約のうえ、ご利用ください。

また、印刷室は印刷を行う方のみ予約可能です。会議や作業のみでの利用はできませんのでご了承ください。

印刷および製本作業として利用される際は、スペースの都合上、10名以内でご利用ください。



① コピー機



② 白黒印刷機



③ 大判プリンター



④ 丁合機



⑤ 紙折り機

印刷室で利用可能な有料設備

◆ ①コピー機.....白黒 1枚10円

カラー 1枚40円

◆ ②白黒印刷機.....製版 1枚50円

印刷 1～5枚：5円

6～10枚：10円

※用紙は各団体にてご用意ください。窓口での販売はしてありません。

◆ ③大判プリンター..... 使用料 300円/メートル

※泉区社協正会員は 100円/メートル

・コピー機、白黒印刷機の利用料金は設置されているコインバンダーよりお支払いください。

・大判プリンターの利用料金は窓口にてお支払いいただきます。

※なお、窓口では釣り銭のご用意がありませんのでご注意ください。

・白黒印刷機・大判プリンター利用の際は、事前に印刷室の使用を予約連絡のうえ、ご利用ください。

変更・登録抹消

「泉区福祉保健活動拠点使用登録書」に記載されている内容に変更が生じた場合は速やかにご提出ください。

登録を抹消する場合は、登録抹消届を提出ください。

ロッカー・メールボックスの使用

◆ロッカー（40個）：横50cm、高さ38cm、奥行き40cm



◆メールボックス（48個）：横30cm、高さ20cm、奥行き38cm



・登録団体の活動や、情報交換等を円滑に推進するため、原則1団体に各々1個まで貸し出します。

・年度ごとに更新または抽選を行います。

・「泉区福祉保健活動拠点使用登録書」にて使用登録を行います。

・ロッカー内には、食品や貴重品等は保管できません。

・ロッカー内の保管物品・メールボックス内の郵便物等については団体の自己管理となりますので、定期的に点検してください。

なお、盗難や破損等が生じた場合でも、本会では一切の責任を負いかねます。

- ・代理での着払い郵便物はお受けできません。

〈鍵について〉

- ・ロッカーの鍵は貸出期間中に貸与します。紛失された場合は弁償していただくことがございます。
- ・メールボックスの施錠は自由です。各団体に鍵をご用意ください。

公衆電話の使用

- ・10円・100円硬貨で利用できます。

駐車場の利用

- ・駐車料金の減免は、お身体が不自由で公共交通機関での移動が困難な方を対象としています。
なお、荷物が多い時や、やむを得ない事情により車でお越しになる場合に限り、駐車料金の減免手続きをします。窓口までお申し出ください。

損害の賠償について

- ・泉ふれあいホームの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ず職員にお申し付けください。
- ・施設を使用する者は、その責めに帰する理由により、使用する物件の全部または一部を滅失またはき損したときは、当該滅失またはき損による使用する物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
ただし、使用する物件を原状回復した場合は、この限りではありません。

利用上の注意と守っていただきたいこと



- 1 利用当日は、利用申請書を窓口にて提示してください。利用確認書をお渡しします。
- 2 準備・片付けは利用時間（開始時間・終了時間）に含まれます。利用時間を守ってください。
- 3 ごみ類は、各自お持ち帰りください。
- 4 定員は厳守してください。
- 5 飲酒を伴う飲食は禁止です。会議や会合に伴う飲食のみ可能です。
- 6 利用終了後は、清掃と点検を行い、利用確認書に必要事項を記入のうえ、窓口へお返してください。
- 7 利用をキャンセルする場合は、窓口までご連絡ください。
- 8 職員の指示には必ず従ってください。
- 9 次のいずれかに該当する場合、福祉保健活動拠点を利用できません。
 - (1) 営利につながる利用もしくはこれらに類する利用
 - ア 物品の販売や宣伝につながる利用（障害者施設等の物品販売を除く）
 - イ サービスを提供することによって対価を得ることにつながる利用

【その他営利に関する注意事項】

- ①参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- ②講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- ③地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません）

(2) 施設管理上の弊害となる可能性がある利用

- ア 暴力及び迷惑行為のおそれがあるとき
- イ 危険や混乱が予測されるとき
- ウ 利用者の安全対策が不十分なとき
- エ 善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- オ 他者への強要及び強制とみなされるとき
- カ 施設及び設備の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき
- キ 「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき
- ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）第 2 条又はその他不当な人権侵害に該当する言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。
- ケ 飲酒をしようとするとき
- コ 喫煙をしようとするとき

(3) 設置目的に合わない利用

- ア 申請書等の記載事項に虚偽があるとみなされるとき
- イ 団体の二重登録とみなされるとき
- ウ 利用者から個人情報収集し、事前に同意を得ている目的以外に利用するおそれがあるとき
- エ 第三者への貸与及び施設貸出の権利の譲渡とみなされるとき
- オ 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき
- カ その他、上記に準じ施設管理運営上認められないと判断されるとき

上記事項に違反した場合、今後の利用をお断りすることがあります。

横浜市泉区福祉保健活動拠点「泉ふれあいホーム」

〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5丁目4番13号

相鉄ライフいずみ中央 M3階

電話 045-802-2150、FAX 045-804-6042

メール info-izumi@yokohamashakyo.jp

利用可能な時間：月～土曜日9：00～21：00

日曜日・祝日は17：00まで（年末年始を除く）

